

証券コード 6342

2021年6月10日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8

株 式 会 社 太 平 製 作 所

取締役社長 齊 藤 武

## 第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを避け、株主の皆様を安全に確保するため、当日のご来場を極力お控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

感染リスクの回避にご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8 当社会議室  
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第134期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第134期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以上

- =====
- ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様でない代理人および同伴者の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、原則禁止とさせていただきますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症防止への対応について>

- ◎新型コロナウイルス感染症防止の観点から、書面により事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場を極力、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場内は、座席の間隔を空けて配置させていただきます。そのため、満席の際にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎会場受付時に検温をさせていただく予定です、発熱が認められた株主様や体調不良と見受けられる株主様におかれましては入場をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ◎ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と手指のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会の出席取締役および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用にてご対応させていただきます。
- ◎その他、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が制限され、景気は急速に後退しました。

2020年5月の緊急事態宣言解除後は持ち直しの動きが見られたものの、感染の再拡大により再度の緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは依然として難しい状況で推移しております。

また、世界経済においては一部に持ち直しの動きが見られるものの、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気減速感が依然として強く、世界経済の先行きも不透明な状況が継続しております。

当社を取り巻く事業環境も、世界的な景況悪化の影響を受け需要が減少したことから厳しい状況で推移いたしました。景気減速による需要低下から設備投資意欲が低下していることに加え、国内外ともに新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、販促や機械の据付工事を制限しながらの活動となり、当社の受注及び売上が伸び悩みました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、3,538百万円（前連結会計年度比47.4%減）となりました。売上高のうち輸出は、785百万円（前連結会計年度は2,868百万円）で輸出比率は22.2%となりました。利益につきましては、営業損失は81百万円（前連結会計年度は661百万円の営業利益）、経常利益は86百万円（前連結会計年度比87.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3百万円（前連結会計年度比98.3%減）となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### イ. 合板機械事業

合板機械事業は、主要機械の設備投資が一段落した中、市況が急激に悪化したことにより設備投資意欲が低下しております。また、海外での営業活動および据付工事が行えない状況が継続しており、受注・売上共に厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,844百万円（前連結会計年度比64.8%減）、営業損失は90百万円（前連結会計年度は877百万円の営業利益）となりました。

#### ロ. 木工機械事業

木工機械事業は、チップパーが継続的に受注・売上出来ていることや、顧客ニーズに対応した機械の開発改良に注力しており、国産材に特化したフィンガージョイントラインの受注を獲得出来たことにより売上が増加しました。また、コストダウンや経費削減に積極的に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は937百万円（前連結会計年度比73.2%増）、営業利益は136百万円（前連結会計年度は177百万円の営業損失）となりました。

#### ハ. 住宅建材事業

住宅建材事業は、昨年秋口にかけて受注に回復の兆しが見受けられたものの、競合も多く受注価格は厳しい状況で推移いたしました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が停滞していること、収束時期の見通しが立たないことによる先行きへの不安などから、住宅着工戸数が減少している状況が継続しております。

さらに、主要材料であるディメンションランバーを主に海外から調達しておりますが、海外での需要が増加しており調達価格が急激に上昇しております。上昇したコストを受注価格に転嫁することも難しく、収益性が低下いたしました。これらの結果、当連結会計年度の売上高は778百万円（前連結会計年度比20.1%減）、営業損失につきましては、15百万円（前連結会計年度は70百万円の営業利益）となりました。

事業区分	売上高(百万円)	受注高(百万円)
合板機械事業	1,844	1,449
木工機械事業	937	874
住宅建材事業	778	795

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、24百万円であります。

その主なものは、合板機械事業につきましては、工具器具備品の購入8百万円、研究用測定器具のリースによる調達8百万円を実施致しました。木工機械事業におきましては、電気サーバーの更新4百万円を実施致しました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として150百万円、長期借入金として340百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	2018年3月期 第131期	2019年3月期 第132期	2020年3月期 第133期	2021年3月期 第134期(当期)
売上高(百万円)	7,222	7,703	6,724	3,538
経常利益(百万円)	833	1,042	678	86
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	544	775	223	3
1株当たり当期純利益(円)	406.09	577.80	164.98	2.76
総資産(百万円)	7,647	9,170	8,488	8,192
純資産(百万円)	4,353	5,048	5,132	5,063

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第132期の期首から適用しており、第131期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 第133期において、進捗部分についての成果の確実性が認められる重要な請負契約が発生したことから、当該請負において第133期より工事進行基準(進捗の見積もりは原価比例法)を適用しております。

なお、これにより、第133期の売上高が2,829百万円増加し、経常利益が849百万円増加、親会社株主に帰属する当期純利益が589百万円増加しております。

### (3) 重要な子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100%	住宅用建設資材の製造販売

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内・国外ともに新型コロナウイルス感染症拡大の収束に見通しがつかないことから、経済活動が低迷することが懸念されます。2021年秋までにはワクチン接種が進み、収束に向かうと予想しておりますが、低下した経済活動が回復するには時間を要すると考えられます。

合板機械事業・木工機械事業においては、住宅着工戸数が減少している状況や景気減速感が強まっていることから、客先において設備投資計画も慎重さを増すことが予想され、当社の受注計画にも影響を及ぼす可能性があります。

また、当面は新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、販促や機械の据付工事を制限しながらの活動を継続する必要があると考えており、業績が伸び悩むことが予想されます。

住宅建材事業においては、住宅着工戸数が減少し受注競争が激化する中、主要材料価格が急激に高騰するなど、大変厳しい状況ではありますが、材料価格上昇分を受注額に転嫁出来始めたことや、ウッドショックにより全国的に木材不足になる中、材料の確保が出来ている安心感等から受注の優位性が高まっており業績は上向き見通しです。

このような環境のもと、当社グループといたしましては、更なる省人化・自動化など、顧客ニーズに対応した機械の開発改良に取り組み、グループ一丸となって経営の安定化に取り組んでまいり所存であります。

### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主 要 製 品
合板機械事業	ナイフ研磨機、ドライヤー、ホットプレス
木工機械事業	チップパー、フィンガージョインター、スキャナー装置
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材（木質パネル）

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	愛知県小牧市
工 場	本社（愛知県小牧市）、大阪（大阪市住之江区）
営 業 所	大阪（大阪市住之江区）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	68名	1名増
木工機械事業	42名	3名増
住宅建材事業	39名	—
全社（共通）	7名	1名減
合 計	156名	3名増

（注）使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
117名	3名増	36.9歳	14.6年

（注）使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社商工組合中央金庫	450
株式会社十六銀行	240
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,500,000株 (自己株式123,422株を含む。)
- ③ 株主数 1,150名

### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
木戸修	135	9.8
太平製作所自社株投資会	123	9.0
太平製作所取引先持株会	123	8.9
株式会社名南製作所	38	2.8
内藤幸男	35	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	33	2.4
成田光将	33	2.4
株式会社愛知銀行	25	1.8
株式会社名古屋銀行	25	1.8
三井住友信託銀行株式会社	25	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式123千株 (発行済株式の総数に対する持株数の割合8.22%) を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	15,431株	9名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1,355株	1名
社外取締役(監査等委員)	790株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告13ページ「2.(3)④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の様況

#### ① 取締役の様況 (2021年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の様況
成田光将	取締役会長	
齊藤武	取締役社長 (代表取締役)	
桂山哲夫	取締役 (財務企画室長)	太平ハウジング株式会社 取締役 (非常勤)
近藤守	取締役 (総務部長)	太平ハウジング株式会社 取締役 (非常勤)
指吸隆幸	取締役 (大阪事業部長)	
石黒勝	取締役 (小牧事業部技術開発部長)	
祖父江雅也	取締役 (小牧事業部技術管理部長)	
森淳彦	取締役 (小牧事業部開発営業部長)	
尾関修康	取締役 (小牧事業部開発推進部長)	
杉山和美	取締役 (監査等委員・常勤)	
内藤幸男	取締役 (監査等委員)	
長谷川秀典	取締役 (監査等委員)	

(注) 1. 取締役(監査等委員)内藤幸男氏並びに取締役(監査等委員)長谷川秀典氏は社外取締役であります。

2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

①2020年6月26日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって、取締役篠原利一氏は任期満了により退任いたしました。

②2020年6月26日開催の第133回定時株主総会において、近藤守氏、指吸隆幸氏が新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、杉山和美氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)長谷川秀典氏の2名を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### ④ 取締役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額の算定方針は、役員が果たす大きな役割の一つとして、ステークホルダーへの利益還元と考えており、ステークホルダーへの利益還元実績としております。

なかでも、株主への還元である配当および従業員への還元である賞与支給実績ならびにベースアップ実績を算定の主要な基礎としております。

報酬決定のプロセスは、取締役総務部長が当社方針および算定基礎に基づき算定した報酬案を取締役に提出し、取締役会で協議の上決定しております。

また、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2020年6月26日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本報酬および非金銭報酬に関する方針

取締役の職位毎に定めた職責、配当実績および社員の賞与支給実績等を総合的に考案し決定しており、基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として支給しております。

##### b. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬のうち15%～30%分を非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）としております。

##### c. 報酬等の付与時期や条件等に関する方針

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、年1回による非金銭報酬債権であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	179,237	147,186	32,051	10
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	14,399	11,520	2,879	1
社外取締役(監査等委員)	8,399	6,720	1,679	2
計	202,035	165,426	36,609	13

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第129回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

なお、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。

譲渡制限付株式報酬制度を導入後の取締役の報酬構成については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額200百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額50百万円以内、普通株式の総数は年3万株以内であります。

監査等委員である取締役の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額15百万円以内、普通株式の総数は年1万株以内であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	内 藤 幸 男	—	—	—
社外取締役	長谷川 秀 典	—	—	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 内藤 幸男	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席いたしました。主に取締役としての豊富な経験と高い見識から、積極的な意見を述べており、特に海外展開等豊富な経験と高い見識について専門的な立場から監査、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 長谷川 秀典	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席いたしました。主に同業他社における取締役としての豊富な経験と高い見識から、取締役会では経営監督機能のさらなる強化に繋げるため、積極的な意見を述べており、特に客観的な立場から当社の機械メーカーとしての物づくりに対する考え方等を監査、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては客観的な立場から監査を行い、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 栄監査法人

##### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ. 当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ. 監査等委員会は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し（電磁媒体を含む）、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

I 株主総会議事録

II 取締役会議事録

III 監査等委員会議事録

IV 稟議書・決裁願書

V 重要な契約書

VI 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告およびその附属明細書

VII 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ. リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。
- ⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ．当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。  
ロ．当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会から求められた場合は、補助使用人を設置しなければならない。なお、補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査等委員会の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制、当社の子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制  
イ．当社の取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査等委員会規則」にもとづき監査等委員会に報告する。  
ロ．子会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加えて、当該子会社の経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」にもとづき監査役に報告する。報告を受けた監査役は速やかに当社監査等委員会に報告する。
- ⑧ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
イ．当社は、監査等委員会または、子会社においては監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。  
ロ．監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の人事異動、人事評価および懲罰等に対して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員等の職務執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、監査等委員との意見交換の場を設け、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

ロ．監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ハ．監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセスおよび業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ニ．監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査結果の報告等、監査等委員会との連携に努めるものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会が必要と認める場合においては、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ．個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ．企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ．会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ．財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査室および総務部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	6,468,689	流動負債	2,341,856
現金及び預金	2,810,539	支払手形及び買掛金	523,761
受取手形及び売掛金	1,025,996	短期借入金	800,000
有価証券	2,000,000	リース債務	21,388
仕掛品	326,528	未払費用	67,356
原材料及び貯蔵品	267,063	未払法人税等	9,892
その他	43,503	賞与引当金	58,725
貸倒引当金	△4,942	受注損失引当金	2,431
固定資産	1,723,478	完成工事補償引当金	68,000
有形固定資産	1,366,864	前受金	569,110
建物及び構築物	545,148	その他	221,190
機械装置及び運搬具	72,174	固定負債	786,530
土地	689,746	長期借入金	340,000
リース資産	46,156	リース債務	40,901
その他	13,638	繰延税金負債	117,187
無形固定資産	45,462	退職給付に係る負債	260,398
ソフトウェア	34,593	役員退職慰労引当金	19,737
リース資産	9,481	その他	8,306
その他	1,388	負債合計	3,128,386
投資その他の資産	311,151	純資産の部	
投資有価証券	42,588	株主資本	5,059,499
その他	268,563	資本金	750,000
		資本剰余金	103,156
		利益剰余金	4,368,145
		自己株式	△161,801
		その他の包括利益累計額	4,281
		その他有価証券評価差額金	4,281
		純資産合計	5,063,780
資産合計	8,192,167	負債・純資産合計	8,192,167

# 連結損益計算書

（ 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,538,441
売 上 原 価		2,901,783
売 上 総 利 益		636,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		717,950
営 業 損 失		81,292
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	78	
受 取 配 当 金	3,714	
受 取 保 険 金	2,661	
保 険 解 約 返 戻 金	37,195	
鉄 屑 売 却 収 入	1,854	
助 成 金 収 入	121,971	
そ の 他	4,529	172,007
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,639	
そ の 他	140	3,779
経 常 利 益		86,935
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	245	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,957	26,202
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,090	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,464	8,554
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		104,583
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	101,166	
法 人 税 等 調 整 額	△372	100,794
当 期 純 利 益		3,789
親会社株主に帰属する当期純利益		3,789

## 連結株主資本等変動計算書

（ 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	750,000	88,842	4,473,605	△184,718	5,127,729
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△109,250		△109,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,789		3,789
自己株式の取得				△118	△118
自己株式の処分		14,313		23,035	37,349
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	14,313	△105,460	22,916	△68,230
当連結会計年度末残高	750,000	103,156	4,368,145	△161,801	5,059,499

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	4,973	4,973	5,132,703
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△109,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,789
自己株式の取得			△118
自己株式の処分			37,349
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△692	△692	△692
当連結会計年度変動額合計	△692	△692	△68,922
当連結会計年度末残高	4,281	4,281	5,063,780

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	太平ハウジング株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。  
なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日（リース資産を除く）以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

- ② 無形固定資産 ……………定額法を採用しております。  
 (リース資産を除く)                   なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |     |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5年  |
| 施設利用権  | 15年 |

- ③ リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金……………顧客に納入した製品に対して発生するクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（進捗の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

② 消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金負債 117,187千円

(注) 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺表示しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、入手可能な将来の課税所得の見積りからその回収可能性が見込めないと考えられる場合には、評価性引当額の計上により繰延税金資産の金額を減額しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の終息時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えており、将来加算一時差異の解消等一定の仮定に基づく将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りを前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,018,923千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,500,000株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	67,952千円	50円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月4日 取締役会	普通株式	41,297千円	30円	2020年9月30日	2020年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	27,531千円	20円	2021年3月31日	2021年6月28日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を毀損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引については、ほとんど円貨建てであるものの、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託であり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務に関しては、設備資金に係る調達でありリスクは微少であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託は、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券については、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	2,810,539	2,810,539	—
(2)受取手形及び売掛金	1,025,996	1,025,996	—
(3)有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(4)投資有価証券	42,587	42,587	—
資 産 計	5,879,123	5,879,123	—
(1)支払手形及び買掛金	523,761	523,761	—
(2)短期借入金	800,000	800,000	—
(3)長期借入金	340,000	338,944	△1,055
負 債 計	1,663,761	1,662,705	△1,055

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## 2. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)有価証券

有価証券については、預金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)投資有価証券

投資有価証券については、株式であり、取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	3,678円52銭
2. 1株当たりの当期純利益	2円76銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,889,497	流 動 負 債	2,122,578
現金及び預金	2,430,792	支払手形	418,051
受取手形	358,147	買掛金	69,345
売掛金	567,623	短期借入金	650,000
有価証券	2,000,000	リース債務	21,388
仕掛品	313,818	未払費用	56,542
原材料及び貯蔵品	179,859	未払法人税等	9,800
前払費用	9,955	賞与引当金	50,045
その他	31,442	完成工事補償引当金	68,000
貸倒引当金	△2,142	前受金	561,236
固 定 資 産	1,760,903	そ の 他	218,168
有形固定資産	1,358,026	固 定 負 債	572,409
建物	526,780	長期借入金	200,000
構築物	18,150	リース債務	40,901
機械及び装置	58,924	繰延税金負債	117,159
車両運搬具	4,569	退職給付引当金	206,042
工具器具備品	13,697	そ の 他	8,306
土地	689,746	負 債 合 計	2,694,987
リース資産	46,156	純 資 産 の 部	
無形固定資産	45,462	株 主 資 本	4,951,188
ソフトウェア	34,593	資 本 金	750,000
リース資産	9,481	資 本 剰 余 金	103,156
施設利用権	1,388	資本準備金	77,201
投資その他の資産	357,414	その他資本剰余金	25,954
投資有価証券	42,480	利 益 剰 余 金	4,259,834
関係会社株式	50,000	利益準備金	126,500
長期前払費用	13,806	その他利益剰余金	4,133,334
保険積立金	250,417	固定資産圧縮積立金	349,448
その他	710	繰越利益剰余金	3,783,885
資 産 合 計	7,650,401	自 己 株 式	△161,801
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,225
		その他有価証券評価差額金	4,225
		純 資 産 合 計	4,955,414
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,650,401

# 損 益 計 算 書

( 自 2020年4月1日 )  
( 至 2021年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,759,939
売 上 原 価		2,216,732
売 上 総 利 益		543,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		609,317
営 業 損 失		66,110
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	60	
受 取 配 当 金	5,712	
受 取 保 険 金	2,661	
保 険 解 約 返 戻 金	37,195	
鉄 屑 売 却 収 入	1,854	
受 取 賃 貸 料	49,200	
助 成 金 収 入	104,548	
そ の 他	3,566	204,800
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,154	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	17,042	
そ の 他	140	20,336
経 常 利 益		118,353
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	245	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	25,957	26,202
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,090	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	4,464	8,554
税 引 前 当 期 純 利 益		136,002
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	100,981	
法 人 税 等 調 整 額	△372	100,609
当 期 純 利 益		35,392

# 株主資本等変動計算書

( 自 2020年4月1日 )  
( 至 2021年3月31日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	750,000	77,201	11,641	88,842	126,500	354,595	3,852,596	4,333,691	△184,718	4,987,815
当 期 変 動 額										
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△5,146	5,146	—		—
剰 余 金 の 配 当							△109,250	△109,250		△109,250
当 期 純 利 益							35,392	35,392		35,392
自 己 株 式 の 取 得									△118	△118
自 己 株 式 の 処 分			14,313	14,313					23,035	37,349
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)										—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	14,313	14,313	—	△5,146	△68,711	△73,857	22,916	△36,627
当 期 末 残 高	750,000	77,201	25,954	103,156	126,500	349,448	3,783,885	4,259,834	△161,801	4,951,188

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	4,936	4,936	4,992,752
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			—
剰 余 金 の 配 当			△109,250
当 期 純 利 益			35,392
自 己 株 式 の 取 得			△118
自 己 株 式 の 処 分			37,349
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)	△711	△711	△711
当 期 変 動 額 合 計	△711	△711	△37,338
当 期 末 残 高	4,225	4,225	4,955,414

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。  
なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 完成工事補償引当金 …………… 顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（進捗の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法 …… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「長期未払金」(当事業年度は、8,306千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 117,159千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,919,996千円

2. 取締役、監査役に対する金銭債務

金銭債務 37,646千円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引以外の取引 52,003千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	140,942株	56株	17,576株	123,422株

(注) 自己株式の減少17,576株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
たな卸資産評価減	64,432
貸倒引当金	655
退職給付引当金	63,049
賞与引当金	15,313
株式報酬費用	17,920
完成工事補償引当金	20,808
投資有価証券評価損	7,937
未払事業税等	3,644
開発研究用設備	231,704
その他	17,766
小計	443,233
評価性引当額	△404,118
繰延税金資産計	39,115

## 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△154,079
その他有価証券評価差額金	△2,194
繰延税金負債計	△156,274
繰延税金負債の純額	△117,159

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高
子会社	太平ハウジング株式会社	所有直接100%	役員の兼任	工場用地・建物の賃貸(注2)	49,200	—	—

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件の決定方法等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	3,599円80銭
2. 1株当たりの当期純利益	25円81銭

---

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社太平製作所

取締役会 御中

### 栄 監 査 法 人

名古屋事務所

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 横 井 陽 子 (印)

業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝 (印)

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社太平製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社太平製作所

取締役会 御中

### 栄 監 査 法 人

名古屋事務所

代 表 社 員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 横 井 陽 子 (印)

業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝 (印)

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太平製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第134期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社太平製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 杉山和美 (印)

監査等委員 内藤幸男 (印)

監査等委員 長谷川秀典 (印)

(注) 監査等委員内藤幸男及び長谷川秀典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭であります。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額27,531,560円となります。なお、中間配当金として1株につき金30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金50円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員が任期満了となりますので、新たに取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ふ り が な 氏 (生年月日)  さい どう たけし 齊 藤 武 (1962年12月5日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 小牧事業部技術開発リーダー 2011年6月 小牧事業部総務チーフリーダー 2013年12月 執行役員小牧事業部技術部長 2016年6月 取締役小牧事業部技術部長 2017年6月 代表取締役社長(現任)	23,506株
	<p>【選任理由】</p> <p>齊藤武氏は、当社及びグループ会社において、管理部門・技術部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	こん どう まもる 近 藤 守 (1964年10月1日生)	1983年4月 当社入社 2011年1月 小牧事業部資材業務リーダー 2014年6月 小牧事業部資材チーフリーダー 2017年3月 執行役員総務副部長 2020年6月 取締役総務部長(現任)	4,317株
	<p>【選任理由】</p> <p>近藤守氏は、技術部門、管理部門等の幅広い業務に従事し、2020年6月には、取締役総務部長として経営全般に携わっております。今後は、財務部門および人事部門の職務を中心とした総務全般の実績を生かして当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
3	ゆび すい たか ゆき 指 吸 隆 幸 (1961年8月8日生)	1980年4月 当社入社 2011年1月 大阪事業部開発チーフリーダー 2014年6月 執行役員大阪事業部技術開発部長 2020年6月 取締役大阪事業部長(現任)	7,417株
	<p>【選任理由】</p> <p>指吸隆幸氏は、技術分野を中心に広く活躍しており、幅広い知識と経験を兼ね備えております。2020年6月には取締役大阪事業部長として経営全般に携わっており、特に開発責任者として多くの新機種を作りだし、当社の経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の 株式数
4	いし ぐろ まさる 石 黒 勝 (1965年3月30日生)	1987年4月 当社入社 2002年12月 小牧事業部技術リーダー 2011年6月 小牧事業部技術チーフリーダー 2014年6月 執行役員小牧事業部技術開発部長 2017年6月 取締役小牧事業部技術開発部長 (現任)	7,845株
<p><b>【選任理由】</b> 石黒勝氏は、技術分野を中心として幅広く活躍しており、その視野で経営全般に携わり、特に合板機械の開発責任者としての見識を今後も十分に発揮してもらえると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
5	そぶえ まさ や 祖父江 雅 也 (1967年9月11日生)	1986年4月 当社入社 2011年1月 小牧事業部技術開発リーダー 2012年5月 小牧事業部技術開発チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部技術部長 2019年6月 取締役小牧事業部技術管理部長 (現任)	6,418株
<p><b>【選任理由】</b> 祖父江雅也氏は、技術部門において、製造・工程・品質管理に幅広く活躍しております。また、開発にも携わり、その経験と知識を活かし、当社経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 ( 生 年 月 日 )	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の 株式数
6	もり あつ ひこ 森 淳 彦 (1969年5月28日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部営業開発部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発営業部長 (現任)	5,718株
	<b>【選任理由】</b> 森淳彦氏は、営業分野を中心に幅広く活躍しております。特に国内顧客との信頼が高く、また、幅広い知識を活かし、当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	お ぜき のぶ やす 尾 関 修 康 (1969年10月1日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部開発営業部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発推進部長 (現任)	6,318株
	<b>【選任理由】</b> 尾関修康氏は、国内・海外営業を中心に幅広く活躍し、高い意識と行動力を持って経営全般に携わっております。開発にも携わり、豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

以 上

# 株主総会会場のご案内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

記  
 会 場 所在地 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番 8  
 株式会社 太平製作所 本社  
 電話 <0568> 73-6411 (代表)  
 交通機関 名鉄電車 名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分  
 名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

## 案内図

